

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
鷹 巢	74-200 59-35~45, 60-1~23, 25~89, 60-140~156, 158~171	72.92	49.87	23.05				自然環境保全地区 0.35ha 鳥獣保護区特別区 72.57ha
合 川	9-37~51-1	38.36	31.43	6.93				鳥獣保護区特別区 38.36ha
森 吉	61-55~64, 79 40-10-2, 10-5~10-11, 40-12 47-263, 286~287, 47-402-4~402-5, 47-425-2~425-3	71.88	4.11	67.77				県立自然公園 58.32ha 鳥獣保護区特別区 10.17ha 自然環境保全地区 3.39ha
阿 仁	88-132~133 35-181, 36-2, 4, 6, 7, 11, 13, 14, 38-42, 50, 51 35-165~166, 170~172, 36-1, 3, 5, 8~10, 12, 15, 36-22~25, 27, 29, 34~36, 38-40~41, 43~49, 39-1~7	77.58	10.05	67.53				県立自然公園 2.62ha 自然環境保全地区 21.53ha 鳥獣保護区特別区 53.43ha

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

森林の区域	施業の区分	施業の方法
鷹巢	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業広葉樹林施業等を行うこととする。
合川 森吉	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育を適切に行うこととする。また、適切な枝打ち及び間伐により林内照度の確保を図ることとする。
阿仁	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	保冷などにより制限を設けられている場合は、当該法令の定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。